（事業再編投資計画の認定の申請）

第十八条　法第二十条第一項の規定により事業再編投資計画に係る認定を受けようとする投資事業有限責任組合は、様式第十五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一～六　［略］

七　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを証する書類

イ～ニ　［略］

ホ　認定事業再編投資組合が法第二十一条第二項の規定により認定を取り消された時において当該認定事業再編投資組合の無限責任組合員であった者であって、その取消しの日から五年を経過しない者

ヘ～ハ　［略］

（事業再編投資計画の認定）

第十九条　経済産業大臣は、法第二十条第一項の規定により事業再編投資計画の提出を受けた場合において、速やかにその内容を審査し、当該事業再編投資計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者たる投資事業有限責任組合に交付するものとする。

「中小企業等経営強化法第二十条第一項の規定に基づき同法第二条第十四項に規定する事業再編投資を実施する事業再編投資計画として認定する。」

２　［略］

（事業再編投資計画の変更に係る認定の申請）

第二十条　法第二十一条第一項の規定により事業再編投資計画の変更に係る認定を受けようとする認定事業再編投資組合は、様式第十七による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（事業再編投資計画の認定の申請）

第十七条　法第二十二条第一項の規定により事業再編投資計画に係る認定を受けようとする投資事業有限責任組合は、様式第十五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一～六　［略］

七　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを証する書類

イ～ニ　［略］

ホ　認定事業再編投資組合が法第二十三条第二項の規定により認定を取り消された時において当該認定事業再編投資組合の無限責任組合員であった者であって、その取消しの日から五年を経過しない者

ヘ～ハ　［略］

（事業再編投資計画の認定）

第十八条　経済産業大臣は、法第二十二条第一項の規定により事業再編投資計画の提出を受けた場合において、速やかにその内容を審査し、当該事業再編投資計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者たる投資事業有限責任組合に交付するものとする。

「中小企業等経営強化法第二十二条第一項の規定に基づき同法第二条第十五項に規定する事業再編投資を実施する事業再編投資計画として認定する。」

２　［略］

（事業再編投資計画の変更に係る認定の申請）

第十九条　法第二十三条第一項の規定により事業再編投資計画の変更に係る認定を受けようとする認定事業再編投資組合は、様式第十七による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　［略］

二　第十八条第二項に掲げる書類

３　経済産業大臣は、法第二十一条第一項の変更の認定の申請に係る事業再編投資計画の提出を受けた場合において、速やかにその内容を審査し、当該事業再編投資計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該認定事業再編投資組合に交付するものとする。

「中小企業等経営強化法第二十一条第一項の規定に基づき認定する。」

４　［略］

（認定事業再編投資計画の認定の取消し）

第二十一条　経済産業大臣は、法第二十一条第二項の規定により認定事業再編投資計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十九による書面を当該認定を取り消す認定事業再編投資組合に交付するものとする。

（経営力向上関連保証の資金の要件）

第二十二条　法第二十二条第四項に規定する認定経営力向上事業に必要な資金のうち経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものは、認定経営力向上事業のうち新事業活動又は事業承継等に必要な資金とする。

第二十三条・第二十四条　［略］

第二十五条　法第五十一条第一項の規定により事業継続力強化計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　［略］

２　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　［略］

二　第十七条第二項に掲げる書類

３　経済産業大臣は、法第二十三条第一項の変更の認定の申請に係る事業再編投資計画の提出を受けた場合において、速やかにその内容を審査し、当該事業再編投資計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該認定事業再編投資組合に交付するものとする。

「中小企業等経営強化法第二十三条第一項の規定に基づき認定する。」

４　［略］

（認定事業再編投資計画の認定の取消し）

第二十条　経済産業大臣は、法第二十三条第二項の規定により認定事業再編投資計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十九による書面を当該認定を取り消す認定事業再編投資組合に交付するものとする。

（経営力向上関連保証の資金の要件）

第二十一条　法第二十四条第七項に規定する認定経営力向上事業に必要な資金のうち経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものは、認定経営力向上事業のうち新事業活動に必要な資金とする。

第二十二条・第二十三条　［略］

第二十四条　法第五十一条第一項の規定により事業継続力強化計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　［略］